

開成町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに交付する。

令和6年9月6日

開成町長 山 神 裕

開成町条例第20号

開成町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

開成町自転車等駐車場条例（平成17年開成町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

改正後			
別表第2（第14条関係）			
区分		上限額	
		定期駐車（月額）	随時駐車（1回）
自転車	一般	<u>1,800円</u>	<u>150円</u>
	学生	<u>1,360円</u>	
原動機付自転車		<u>3,000円</u>	<u>300円</u>
備考 1～3（略）			

改正前			
別表第2（第14条関係）			
区分		上限額	
		定期駐車（月額）	随時駐車（1回）
自転車	一般	<u>1,250円</u>	<u>100円</u>
	学生	<u>940円</u>	
原動機付自転車		<u>2,400円</u>	<u>200円</u>
備考 1～3（略）			

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の開成町自転車等駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行の日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。